

駅遞情報

創刊号

時評

○ 本会報は、さきに発行した、「北海道宿駅（駅遞）制の研究」の記述に關連して、補足したいこと、既報事項を訂正したいこと、駅遞についての消息、駅遞に關わるニヒツ、下等車、年三・四回、皆さんにお知らせすること等を目的に発行しようと思つたのである。

それに、右、研究史を購入して頂いた、読者の皆さんへのお礼の気持ちも兼ねている。

○ この「時評」欄は、本来、「後遺言」とでも表すべきものであるが、その時々には、私の胸を打つたことどもをせめて取り上げたい、従つて、必ずしも駅遞に關するものとは限らず、広い分野を対象にした。

○ 去る五月二十七日、北海道新聞に「北海道宿駅（駅遞）と關する小論文を發表した、このような、遠かな過去のものとなつた内容のものには、ニュース・ヴァリエーがななく、社会面では取り上げ難く、文化記事として取り上げてくれたものである、この点、同社文化部の「厚意に感謝したい。

○ 去年は、駅遞制度廃止から五十年を奉とる、これを期に、何かを發表したいと思ひ、今からこれを本誌に置いて想を轉つてゐる。

目次

一、時評	1
二、特殊な形態の駅遞を探る	1
三、駅遞の略符号「シ」はいつ誰に考へたか	2
四、制度廃止後四十九年に上つてきた未解決の問題がある	3
五、「駅遞制度の研究」について再検討等がある	3
六、事務局からのお知らせ	4

駅遞制度の探求

特殊な形態の

駅遞を探る

駅遞といつても、必ずしも既定法規に基づいて合法的に設置されたものばかりとは限らない。

その中には、公然かに法令に違反していると認められるもの、密造用英文が見当たらないもの、公開設計には適用条文がなかつたが、後

日、道務的に英文が設定されたもの等、特殊な形態というより適用法令がなく、法令違反、又は法令を逸脱した形態の駅通がとまに見られる。

これらを、原付くまに具体的に挙げる、次のとおりである。

(一)、女性を駅通取換人に任用しているもの(前文の②に該当する)。
 (二)、二ヶ所以上の駅通所に同一人の駅通取換人が採用されているもの(①に該当する)。

(三)、制限外の年々の者を駅通取換人に任用しているもの(②に該当する)。
 (四)、他の場所に出張所を設け、双方の駅通所を同一人が取換人として採用されているもの(①に該当する)。

(五)、法人が、駅通取換人として任用され、現地に管理人を置いて運営しているもの(②に該当する)。

(六)、その他

小さな点を挙げると、以上のほかにもあると思われるが、基本的に、一時的にもせよ法令に抵触すると認められるものが、以上各項に挙げたとおりであるが、英文にわたり一度で掲載できないので、次号から順次具体的に紹介する。

(以下次号)

随想

駅通の時符号「①」は

いつ、誰によつて考案されたのか。

先日、千葉、鳥取、指折等九州西部を訪ねた。随れキリシタン探求のためである。

長崎空港に降りたとき、まず、長崎開港の古キリシタン遺跡を訪ねる

ことから始める。この旅行は、駅通の研究「完結編」が月刊に変わったのを機に、見送りの意図もあったのである。

さて、旅行は薄りなく経過し三日目のこと、特攻基地知覧から鹿児島に入って鼻宮となった。

出された駅通を見ると番が半分に置いてある。まず、扉入れから削り筆を抜き出した。この扉入れは、在り来りの店名が入った。一般に見受けられるものである。福原園とあり、その下部に、「①」と、屋号が印刷されている。見た瞬間、それは福原園の鼻津家の家紋であることがわかった。ふと、これは北海道の駅通の時符号でもあることに気が付いた。私は、

「あー、鼻津家の家紋は駅通の時符号と同じだったな」と、何気なく語り書をいった。

すると、随所で食事をしたようにしていた中年の紳士が、「エッ、貴方は私の先祖は、オホーツク海沿岸の開拓で、駅通をやっていたのですが」と、いった。

私は、かつて、動物の都合で北見市に在住していて、北見地方には土地柄があり、その時期、両部駅通を調べたことがあった。私は、

「開拓駅通といえは、取換人は菊池さんでしたわ」と答えると、その人は、しばし絶句した様子であったが、「エッ、菊池を知っているのですか。私は、菊池の子孫です」といって名刺を差し出した。私は記憶にあるまま、「開拓駅通は確か、明治三十七年に沢木から移設したもので、初代取換人は菊池由松さんといいましたわ」といった。その後、一時、駅通について話が弾んだ。話が止切れてから私は、特に、駅通の時符号は「①」であることに確かであるが、それは、い

つ、誰によって考慮されたのか調べたことがないことに気が付いた。明治後期の史料には、間違ひなく駅逓の略符号として、「㊦」が使われていることは確かであるが、それ以上のことは思い出せなかつた。これは調べておかなばなるまいな、と気がついた。

關根氏の役人は、初代長官、島橋義をはじめとして、關根出身者が多かったので、あるいは、担当者や顧問の思いから出身地の藩主の家紋を使つたのであろうか、と關根の論を聞いた。

質疑

制度廃止後四十九年にして

まだ未解決の問題がある

一 駅逓施設の無償付与の可否について一

官製逓所は、「明治三十二年三月開設、昭和四年六月廃止、取次人本陣一であるが、取次人の子孫であるとの人物から、次の調査があつた。

○ 官製逓所は、廃止当時、就牧地的に町歩あつたはずであるが、現在、どのような状態になっているのか調べる方法はないか、(なお、廃止当時所有していた建物は、取り壊して他の建物の権利に使つた)。

圖書

右の状況だけでは建物の全体像が把握できず検討のしようがないが、

単に、牧地的町歩の所有者権者について知りたいのであれば、法務局に

おいて調べる方法がある。

しかし、廃止時の駅逓所は異物件は申し越しの牧場だけであつたとは思われず、建物は別にして、「敷地・田畑・官馬」等の措置はどつてあつたのか、無償付与の条件が置つていたとすると、廃止時、無償付与されたのか、欠付事項があつて、返還命令を受け措置されたことも考えられる。

詳細は、下巻(完結編)三三六ページ以下を読んでもらつて、明治三十六年三月勅令第二十二号によると、無償付与の条件として、①五ヶ年以上明使キソノ駅逓所ニ勤務シ、②功績顯著ナル者、となつてゐるが、この二項目のうち功績顯著とは、大體なう勤務し終えたものと理解して差支えなく、残るは五年以上勤務した者ということになるが、それも必ず付与するとはいつておらず、「無償付与スルコトヲ得」とある。右条件のほかには種々の制限があるので、前出の下巻(完結編)一によって確認されたい。

研究史の訂正

「駅逓制度の研究」について再検討・誤印字を要するものがある

「北海道預賦(駅逓)制の研究」の中、下巻に、次のとおり再検討又は加註訂正を要するものがあるので、本書編をもつて訂正する。

(一) 中巻(明治前期編)一八四ページ「第八節第二項、石炭の輸

送り鉄道」の項本が載れた事項で、明治六年六月、官製支庁から

臨時、官製支庁へ石炭二種を輸送した。題名等に当たつて、馬

一匹半と八匹四人二分に相当する積立料として、十一円九十銭

四國を旅行して参遊した。との記述があるが、私は、その記述の中で、「当時、富田地方において石炭の採掘が行われたとの記録はない(三ツヶ)」と記載した。この点について、のちに疑問が生じたことでは、富田地方には大和田・藤原等、古くから採炭があったので、あるいは誤った記述をしたのではないかと思ひ、早速文献を調べてみた。

○富田市史年表(昭和四十年刊)によると、「明治十八年富田石炭採掘」とあり、この記述が同地方における石炭採掘の最初(富田市史には、大和田炭鉱の開採は明治二十五年とある)であるようである。

また、本道の地質調査で有名な、開拓使探検外国人ベンジャミン・ライマンが、明治七年十月九日、同地方の石炭層調査で参訪したとの記録があるが、これも研究史に記述の、富田への石炭層調査から一年以上のちのことであることがわかった。従って、私の研究史の記述は誤りでなかったことがわかった。しかし明治六年六月、富田支庁から富田へ轉送したのは事実であるから、それ以前に、同地方に石炭が埋蔵されていることが、炭層の露出等によって一般に知られていたのかも知れない。

なお、さらに追記すると、石炭を富田へ送付した経緯については、外国船の燃料としての使用試験のためであったのではなからうか。

(二二)、下巻(完結編)六三九ページ、北海道における年代別郵便所及び郵便取扱人一覽表の項の、「明治時代設置一覽表」の中の、○富田支庁管内三種日支郵便(日)の取扱人として、「中村龜太・中村一太(又は一男)」とあるが、これは沈機の武野郵便取扱人の誤印字である

ので、前段を修正し、後段の武野の項に移す。

○事務局からのお願ひ

一、郵便に関するエピソード、考と方等をお寄せ下さい。限られた範囲ですので、長文は掲載できませんので、なるべく短文にまとめてお送り下さい。

発行年月日 平成八年六月一日

編者 史料

発行所 史学研究会

発行人

〒札幌市南区川沿四条五丁目三の二
宇川 隆雄

TEL(011)571-3300
FAX(011)571-3301